

定 款

平成30年10月1日

明星電気株式会社

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、明星電気株式会社と称し、英文では MEISEI ELECTRIC CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 通信、電子、電気計測、情報処理、その他の電気一般に関する装置、機械器具、部品の製造、販売。
2. 理科学機器、精密機械器具、その他前号に定める以外の装置、機械器具、部品の製造、販売。
3. 医療用機器、部品の製造、販売。
4. ソフトウェアの製造、販売。
5. 前1号、2号、3号および4号に関する工事の設計、請負。
6. 前1号、2号、3号および4号に関するレンタルおよびリース業務。
7. 前1号、2号、3号および4号に関するシステム構築、工事の設計コンサルタント業務。
8. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務。
9. 各種製品の梱包、包装、運搬、保管、管理業務。
10. 土地、建物の清掃、保全、管理、警備業務。
11. 各種情報提供サービス業務。
12. 労働者派遣事業法に基づく人材派遣業務。
13. その他前各号に付帯する一切の業務。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を群馬県伊勢崎市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は23,556,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(单元未満株主の権利)

第8条 当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株主権行使の手續その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第18条 当社の取締役は10名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は株主総会においてこれを選任する。取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任については累積投票によらない。

(任 期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者、議長および招集手続)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。

3. 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

4. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席して、その出席取締役の過半数をもって行う。

当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第24条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の責任免除)

第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

(取締役との責任限定契約)

第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第28条 当社の監査役は4名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は株主総会においてこれを選任する。監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集手続)

第32条 監査役会の招集は、各監査役に対して会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第34条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに
その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または
記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役の実任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の
決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役で
あった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除す
ることができる。

(監査役との責任限定契約)

第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との
間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締
結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、
法令が規定する最低責任限度額とする。

(報酬等)

第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から
受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第38条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の排斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3ヶ年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。受領遅滞の利益配当金については利息をつけないものとする。

昭和 57 年 6 月 29 日	商法改正により内容を一部改訂
昭和 60 年 6 月 28 日	第 2 条、第 5 条の一部改訂
平成 3 年 6 月 27 日	第 11 条削除および第 8 条、第 9 条、第 10 条、 第 13 条、第 31 条の内容を一部改訂
平成 4 年 6 月 26 日	第 2 条の一部改訂
平成 5 年 6 月 29 日	第 2 条の一部改訂
平成 6 年 6 月 29 日	商法改正により内容を一部改訂
平成 14 年 6 月 27 日	商法改正により内容を一部改訂
平成 14 年 12 月 5 日	第 5 条の改訂、第 2 章の 2（第 10 条の 2 か ら第 10 条の 10）・第 27 条・第 28 条・第 37 条を 新設、旧第 37 条を削除
平成 15 年 6 月 25 日	商法改正等により内容を一部改訂
平成 17 年 6 月 28 日	第 2 条の一部改訂
平成 18 年 6 月 28 日	会社法の施行により内容を一部改訂
平成 21 年 6 月 25 日	株券の電子化により内容を一部改訂
平成 22 年 1 月 6 日	株券電子化経過措置の附則の失効により同附則 を削除
平成 23 年 6 月 28 日	旧第 7 条を削除、新第 43 条を新設等
平成 24 年 6 月 27 日	第一種優先株式の発行を前提とする規定の削除 （旧第 11 条、旧第 19 条、定款別紙） 旧第 14 条、旧第 24 条の一部改訂
平成 25 年 6 月 26 日	第 3 条の一部改訂
平成 25 年 7 月 1 日	第 3 条（本店の所在地）一部改訂経過措置の附 則の失効により同付則を削除
平成 28 年 6 月 23 日	第 18 条（員数）、第 26 条（社外取締役との責任 限定契約）、第 36 条（社外監査役との責任限定 契約）の一部改訂
平成 30 年 10 月 1 日	第 6 条（発行可能株式総数）、第 7 条（単元株式数） の一部改訂